



中央キャリアネット株式会社

有料職業紹介許可番号 10-ユ-010021

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが入社後3ヵ月以内に本人都合による退社、または本人の責めに基づく解雇等により雇用契約を終了した場合、紹介手数料より以下記載の金額につき求人者に返還する制度です。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 入社後1か月未満で雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1か月以上3ヵ月未満で雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）に就業中の派遣労働者を求職者として紹介・就職した場合この制度は適用いたしません。

又、返戻金制度は有料職業紹介契約書等により別途の定めをする場合がございます。

以上